

GCAS 法人受験申込約款

本受験約款は、公益財団法人日本英語検定協会（以下、「協会」といいます）が主催する GCAS（以下「試験」といいます。）の法人申込に際して、申し込みを行う法人、企業、その他の団体（以下、「法人」といいます）が遵守するべき義務を定めたものです。法人は、試験の申し込みに際して、下記の各条項に同意したうえで申し込みを行うものとします。

第1条（法人の業務）

法人は、GCAS の申し込み・受験に際して以下の業務を行うものとする。

- (1) 法人は、協会から提供された URL から確認できる申込フォームに必要事項を明記し、協会に対して送信することで、試験の申し込みを行う。
- (2) 前号の申し込みに際し、法人は事前に各受験者に対し、協会から提供される試験の受験規約（https://www.eiken.or.jp/gcas/law/pdf/gcas_exam-terms2.pdf）、協会の個人情報保護方針（<https://www.eiken.or.jp/privacypolicy/>）を示したうえ、これらに対する同意を取得するものとする。なお、試験の申し込み・受験等に際して法人が独自の利用目的にも受験者の個人情報を利用する場合には、その旨受験者に同意を得るものとする。
- (3) 法人は、前号の受験規約等の他、協会から提供される各種受験案内、受験要綱その他の資料について適宜、受験者（法人が申し込みを行った試験の受験者を指す）に周知するものとする。
- (4) 法人は、受験者が試験を受験するにあたって必要な設備・環境を整えるものとする。なお、必要な設備・環境に関する具体的な仕様等は、協会が法人に対して事前に案内するものとする。
- (5) 法人は、試験の実施に際し、受験者に対して不正行為の防止、情報漏洩の防止等その他の受験規約等上の義務を遵守させるものとする。
- (6) 法人は、協会から試験のスコアレポート（スコアレポートの確認方法も含む）を受領したときは、速やかにこれを各受験者に対して交付するものとする。
- (7) 法人は、前各号の業務の実施について疑義が生じた場合には、適宜協会に連絡の上、協会の指示を仰ぐものとする。

第2条（価格）

価格は、申込時点で甲が甲のウェブサイトに公示する金額とする。ただし、法人と協会が別途合意した金額がある場合はこれに従う。

第3条（代金の入金）

1. 協会は、法人に対し、1ヶ月の間の受験者数について、法人に対して請求書を交付す

るものとし、法人は、請求書記載の金額を、翌月末日までに、協会の指定する銀行口座に振り込むものとする。

2. 協会は、前項の受験者数の集計について、各申込の受験者数が 6 名未満の場合には、6 名分の受験があったものとして集計するものとする。
3. オンラインによるリモート受験の場合における受験者数の集計については、前項の定めは適用しない。
4. 前各号に定めるものとし、法人は、対面方式でテストが実施された場合における試験監督者・Examiner の交通費相当額を支払うものとする。交通費相当額は、1 カ月の間に発生した試験監督者・Examiner の交通費および宿泊費（実費）を協会が毎月末締めにて集計し、法人は翌月末日までにこれを第 1 項と同様の方法で支払うものとする。
5. 協会は、1 ケ月の間の集計について、各申込における試験終了時を算出時点とし、キャンセル手数料も含めるものとする。

第4条（キャンセル手数料）

申込後のキャンセル・申込内容の変更は、受験予定日の前営業日 15 時までに協会に通知するものとする。ただし、全受験者が受験をキャンセルする場合（試験実施自体の取りやめの場合）は、受験期間開始の 3 営業日前までに協会に通知するものとする。

第5条（提供に関する制限）

1. 法人は、本契約に明示的に定める以外の方法によって試験を受験者に提供してはならない。
2. 法人は、他の販売代理店、配給業者その他第三者を経由して試験を受験者に提供してはならない。

第6条（知的財産）

1. 試験に関する著作権等の一切の知的財産権は協会に帰属する。
2. 試験の受験に際して受験者に提供される資料の著作権は、協会に帰属する。

第7条（秘密保持）

法人は本契約の遂行の過程で知り得た協会の機密情報について、一切これを他に開示又は漏洩してはならない。また、機密情報取扱データの管理、処分等あらゆる手段を講じて機密漏洩の可能性を未然に排除し、当該取扱データの紛失、損傷等のないよう万全の注意をしなければならない。

第8条（損害賠償及び責任）

法人は、本契約に違反し協会ないし第三者に損害を与えた場合、法人は当該損害を賠償する責任を負う。

第9条（解除）

協会または法人は、相手方に次の各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、何らの通知・催告なく、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず当該期間内に当該違反を是正しないとき
- (2) 支払不能若しくは支払停止の状態に陥ったとき、または自ら振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立若しくは特別精算手続の申立があったとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立、または公租公課の滞納処分等の強制執行を受けたとき
- (5) 解散、会社分割、合併または事業譲渡の決議をしたとき
- (6) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
- (7) 資産または信用状態に重大な変化が生じるとき、または経営状態が悪化、若しくは悪化するおそれがあると認められるとき
- (8) 法令違反またはそれに準じる行為を行ったとき
- (9) その他前各号に準じて本契約を継続し難い事情が発生したとき

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 協会及び法人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2. 協会または法人の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

ア 前項（1）または（2）の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項（4）の確約に反する行為をした場合

第11条（期限の利益喪失）

1. 当事者の一方が本契約に違反した場合、相手方の書面による通知により、相手方に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。
2. 当事者の一方が前条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方からの何らの通知・催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第12条（紛争解決）

本契約の有効性、解釈及び履行については日本法によって解釈され、本契約に関する一切の紛争については訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。